

概要書

令和 2年度				事後評価	
事業名(箇所名)	高松地方合同庁舎(Ⅱ期)	担当課	営繕部 技術・評価課	事業主体	国土交通省 四国地方整備局
		担当課長名	西森 浩史		
実施箇所	香川県高松市サンポート3-33				
該当基準	事業完了(当該事業にかかる施設を管理官署に引き渡した時点)後、原則として2年間が経過した事業				
事業諸元	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地: 11,262 m²(既存敷地6,389m²含む) ・構造: 鉄骨造 地上11階 地下1階 ・規模: 22,770 m² 				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 29 年度	
総事業費(億円)	91				
目的・必要性	<p>入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっていた。</p> <p>さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要があった。</p>				
社会経済情勢等の変化	本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	当初の事業計画に沿った整備がなされ、また庁舎が適切に活用されていることから、事業採択の時点から特段の要因の変化はないと考えられる。				
事業の効果の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、規模及び構造の観点から、業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる。 ・地域性、景観性、環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性及び耐用・保全性について、特に充実した取組がなされており、官庁営繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 <p>以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。</p>				
事業実施による環境の変化	環境負荷低減への取組みやCASBEE評価の結果から特に問題はないと考えられる。				
対応方針	今後の事後評価の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、今後の事後評価の必要性はない。			
	改善措置の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、改善措置の必要性はない。			
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点で見直しの必要性は見られない。				
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>事業評価監視委員会において、「今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない」との判断は妥当とされた。</p>				

施設名： 高松地方合同庁舎(Ⅱ期)

事業場所： 香川県高松市サンポート3-33

概要図
(位置図)

